

IV 施設運営計画

1 管理規則の基本的な考え方

(1) 考え方

● 基本理念を実現できる運営

文化芸術活動の拠点の役割を担う施設として、文化芸術関係の利用と、興行目的などその他の利用で同時に利用希望がある場合には、文化芸術関係の利用を優先することなども検討します。

● 柔軟性のある運営

文化芸術活動の創造性を十分に発揮でき、施設機能を最大限に活かせる柔軟性を持った運営を行います。

● 利便性の高い運営

利用者にとって、利用しやすい利便性の高い施設となるような運営を行います。

(2) 検討すべき項目

① 開館時間、休館日

市民ニーズをふまえたうえで、文化施設としてより効果的に施設を利用してもらえるよう検討します。諸室は部分的にホールとは異なる時間を設けることを検討します。

② 利用区分

利用区分は午前・午後・夜間の3区分とし、練習や稽古のための諸室は、柔軟な時間設定を検討します。

③ 使用申請時期・決定方法

施設目的を実現させる利用が優先できるなど多様なニーズに対応できる柔軟な仕組みを検討します。

④ 連続利用日数の上限

文化芸術での利用を想定しながら、公の施設としての公平性にも考慮します。

⑤ 使用料金

市民の利用しやすい料金設定を検討します。受益者負担の考え方に基づき、安定的かつ持続的な運営を可能とする料金体系を設定します。利用目的、また、土・日・祝日など条件に応じた料金を検討します。

⑥ 使用料金設定を行う諸室等の検討

施設利用は原則として全て有料とし、ロビーや広場などの共用空間も、専有利用できるよう有料施設の対象とすることを検討します。

V その他

1 スケジュール

平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
基本設計	実施設計	建設工事			期間 習熟 訓練
管理運営 基本計画	管理運営 実施計画	プレ事業の実施、開館に向けた準備、運営組織、 体制の構築など			開 館

2 プレ事業・開館記念事業

(1) 実施方針

- 開館後の具体的な事業プログラムの方向性に適したプレ事業と開館記念事業を実施していきます。
- 事業企画は、通常約2年前から開始する必要があるため、開館年度やその次の年度以降に実施する事業についても、開館前から検討を行います。
- 施設提供事業は、開館前から貸出施設の利用申請の受付を開始するのが一般的であるため、受付開始時期を定め、それまでに施設運営の方針や受付方法を定めます。

(2) 実施体制

開館前から検討を行うための組織体制を構築します。

3 愛称について

正式名称は、行政として決定しますが、そのほかに企業等からの対価を得ることのできるネーミングライツによる名称、施設に親しみをもってもらうための愛称などについて検討します。

那覇市新文化芸術発信拠点施設管理運営基本計画 【概要版】



那覇市（平成29年3月）

I 新文化芸術発信拠点施設の整備の背景とその目的

1 上位計画・関連計画の整理

那覇市の計画、県や国の文化をはじめとする各種計画や方針に沿った施設として計画しています。

(1) 上位計画の整理

① 那覇市の計画等

「第4次那覇市総合計画」基本構想/「那覇市文化のまちづくりプラン那覇市文化振興基本計画」(平成17年)

② 沖縄県の計画等

「沖縄21世紀ビジョン」(平成22年3月策定) / 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」(平成24年5月) / 「沖縄21世紀ビジョン実施計画」(平成24年9月) / 沖縄県文化芸術振興条例(平成25年10月制定)

③ 国の動向等

「文化芸術振興基本法」(平成13年)及び「文化芸術の振興に関する基本的な方針」/「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年)

(2) 関連計画の整理

「那覇市都市計画マスタープラン」(平成11年4月策定/平成24年3月一部改訂) / 「那覇市中心市街地活性化基本計画」(平成28年策定) / 「那覇市観光基本計画」(平成27年策定) / 「那覇市交通基本計画」(平成22年策定)

(3) 基本構想・基本計画の整理

【基本理念のキャッチフレーズ】

感動を共有する、文化の薫り高い芸術創造発信拠点

【基本方針】

文化を創造・発信する
優れた文化芸術に触れる
育て・交流する

2 拠点施設の果たす役割

中心市街地に誕生する拠点施設は、文化芸術を通じて「人やまちを元気にし、魅力ある那覇市を形成していく」ことを目指し、市民の憩いと交流の場としてまちに開かれた施設となります。

近年、文化芸術に関する法的な整備がなされ文化芸術が持つ多彩な力が、教育や福祉、観光や経済、国際交流などの様々な分野へ波及することに注目が集まる中、中心市街地の活性化、観光や経済振興等において拠点施設が果たす役割に期待が高まり、社会包摂機能を備えた社会機関として、教育や福祉、国際交流などの様々な分野への文化芸術の活用が求められます。幅広い分野との連携と、その周辺領域への波及効果等を視野に入れ、本市の強みを強化するとともに、社会的課題等についても解決の一助となる様々な施策を展開します。拠点施設に期待される機能や役割を十分に発揮することで、拠点施設として「人やまちを元気にし、魅力ある那覇市を形成していく」とともに、本市のまちづくりの理念である「みんなで創る子どもの笑顔が輝くまち」の実現に向けて取り組みます。

II 事業計画

1 活動、事業の基本方針

- 積極的な自主事業の展開とともに、これまで蓄積してきた市民活動の成果を様々な形で発信します。
- 立地特性を活かし観光や商業分野とも連携した事業を実施し、多くの市民県民に来場いただける仕掛けづくりに取り組むことで中心市街地の活性化にも寄与します。
- 多様な人が集い交流することでお互いの理解を深める契機となる事業等も実施します。
- 公共交通の利便性の高い特性を活かし、地域内での回遊を促進するための地域や商店街との連携事業等も検討し地域の賑わいづくりや中心市街地の活性化を図ります。
- 一部の文化芸術愛好者のためだけの施設ではなく、社会的課題に文化芸術の力を活用して取り組むことで、様々な側面から広く市民に効果が届けられる事業を企画します。
- 中長期的な時間軸による目標等を定め、スタッフや協働のパートナーである市民や文化芸術団体等を含めた人材育成や他施設との連携も検討しながら早期に取り組めるよう努めます。

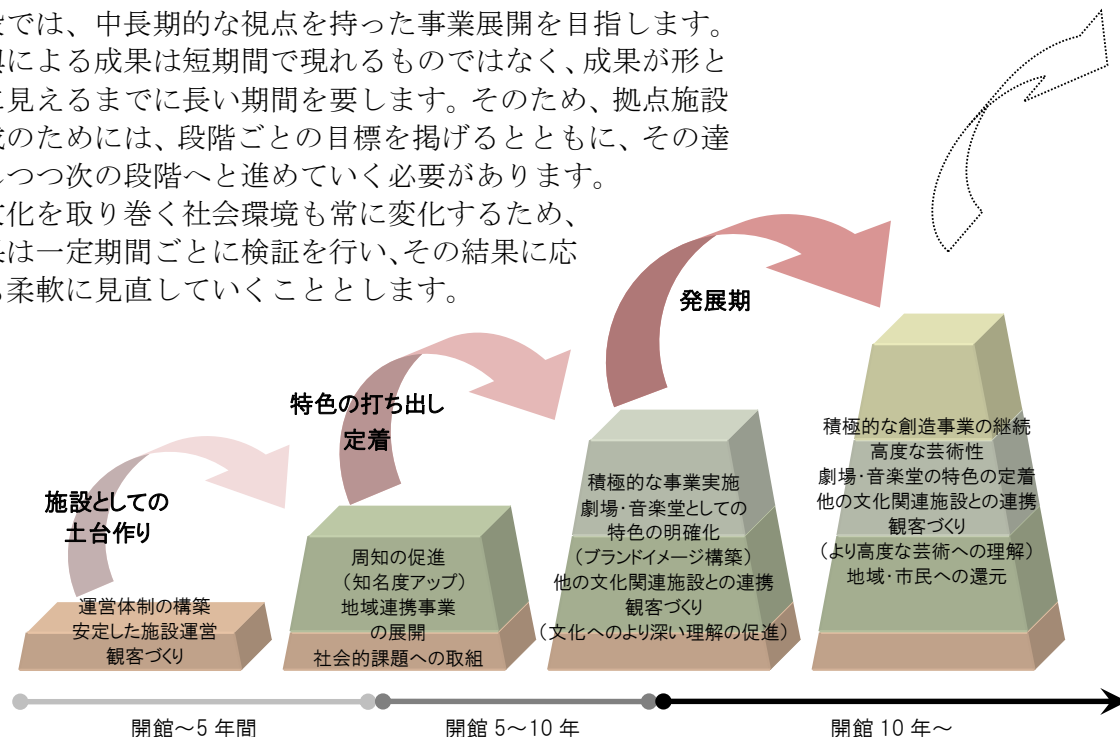
【具体的な事業例】

		拠点施設の果たす役割を考慮した事業展開
文化を創造・発信する	創造事業	市民参加型の作品創造プログラムを通して、創る喜びや演じる楽しみを感じてもらうとともに、多様な人がつながり活躍する活力ある社会構築へのステップとします。また、那覇の文化や史実をテーマにした史劇や組踊り、ミュージカル等を制作・上演することで、本市の魅力向上や、文化度の高まりを図ります。
	発信事業	創造発信系の諸室や共用空間を活用して、観光客だけでなく那覇市を訪れる様々な人に県内の優れた文化芸術に触れる機会を提供します。また、近隣文化施設や商業施設と連携することで、ナイトアミューズメントの創出を目指し、観光産業に寄与することを図ります。制作した作品を市外や県外で公演することで、那覇の文化や魅力を発信し、シティイメージの向上につなげます。
文化芸術に触れる	鑑賞事業	国内外の優れた文化芸術に触れることで、文化芸術の発展や質の向上を図るとともに、気軽に鑑賞できる演目を、ランチタイムや帰宅時間に開催することで、日常的に文化芸術に親しむ機会の少ない人へ鑑賞機会を提供します。また、文化芸術の鑑賞を、同じ趣味や悩みを抱える人との交流の契機とし、多様な人が共生する社会の実現に寄与します。
	普及事業	拠点施設の立地特性を活かし、学校や福祉施設などに加えて、商業施設やオフィス等へ文化芸術を届けるアウトリーチ事業を行い、文化芸術に親しむ人口の拡大を図ります。また、中心市街地周辺で開催される祭りやイベントと連動した取り組みや、近隣文化施設と連携した街全体での文化プログラムの提供により、那覇の文化的な魅力を国内外に強く発信します。
育て・交流する	育成事業	学校等へのアウトリーチを通じ、幼い頃から文化芸術に触れる機会を提供することで、次世代をになう文化芸術の担い手を育成します。実演家だけでなく、教育機関とも連携しながら舞台芸術活動に関わる専門家を育成し、文化芸術が産業として発展する土台を築いていきます。
	交流事業	地域の伝統芸能の実演家が指導する体験機会の提供といった、那覇市を訪れる方と実演家の交流を促進する事業などを展開します。市民同士の交流を促進する事業を展開することで、地域のつながりの醸成や、孤立しがちな人々への社会参加の基盤となることを目指します。また、各地域の持つ伝統的な祭事等と連携した事業を開催することで、地域同士のつながりを促進し、地域コミュニティの活性化に寄与します。

2 中長期の事業展開

拠点施設では、中長期的な視点を持った事業展開を目指します。文化振興による成果は短期間で現れるものではなく、成果が形となって目に見えるまでに長い期間を要します。そのため、拠点施設の理念達成のためには、段階ごとの目標を掲げるとともに、その達成を確認しつつ次の段階へと進めていく必要があります。

また、文化を取り巻く社会環境も常に変化するため、事業の成果は一定期間ごとに検証を行い、その結果に応じて計画も柔軟に見直していくこととします。



III 管理運営組織

1 運営母体の比較検討

現在、公の施設である公立文化施設の管理運営は、設置自治体が直接運営を行う「直営」方式か、「指定管理者」方式のどちらかによることとされています。望ましい手法について検討します。

2 組織体制の考え方

(1) 組織体制の基本的な考え方

- **専門性の確保**
文化芸術を身近に楽しむ機会を提供するほか、人材の育成、普及活動、情報の収集・発信等を行うため、専門性をもつ人材を配置します。
- **専門性を十分に生かせる組織体制**
専門的人材が、能力や経験を十分に発揮できる体制や環境を整えます。文化芸術の専門家だけでなく、さまざまな分野の専門家の助言等を受けられる体制とします。

(2) 組織のあり方と必要な専門性

拠点施設の整備の目的を実現させるため、以下のような部門を置く組織体制を想定します。

- ・ 総務部門：予算・決算に関すること、庶務、人事など/施設の維持管理に関すること
- ・ 事業部門：事業の企画・製作・運営、広報、貸館に関すること、営業など
- ・ 技術部門：舞台・音響・照明設備(以下、設備)の操作及び維持管理に関すること/設備の利用者への助言及び指導/設備の維持管理計画及び保守管理契約の助言、監督

(3) 専門職の配置

事業の方向性を定めていく人材として「プロデューサー」あるいは「芸術監督」といった職能を配置することを検討します。

(4) 開館準備業務体制

開館前には、プレイベントやオープニング事業の企画制作、拠点施設の利用受付、広報宣伝等の業務を実施しながら、開館後の業務へ円滑に移行できる体制を構築します。

また、中長期的な運営も見据えて、館前から施設計画や管理運営計画に参画し、開館後も拠点施設の管理運営に直接関わっていく専門家の配置も検討します。

3 市民参加など

市民参加の手法としては以下のようなものがあげられます。

鑑賞者としての参加/参加型事業への参加/運営への参加/事業企画としての参加/管理運営への参加
那覇市では、市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んでいることから、新拠点施設においても、様々な場面での市民と協働していく機会をつくりだすことに取り組んでいきます。

【拠点施設における制度の比較】

パターン	概要	
直営	設置自治体が直接運営を行う。制作業務や舞台技術業務など専門性が求められる業務については、外部から専門人材を雇用することが必要。	
一部業務委託	制作業務や舞台技術業務など専門性が求められる業務については、外部専門人材の雇用や業務委託などが想定される。	
直営後 指定管理へ移行	開館後一定期間、直営による運営を行い、その後指定管理者制度へと移行する。	
指定管理者 制度導入	非公募 既存組織等 (改組必要)	非公募により既存の団体等(市出資法人等)を指定管理者に指定する。
	非公募 新規に団体 設立	新たな団体(財団/法人/株式会社など)を設立し、非公募により指定管理者に指定する。
	公募	広く事業者を募集する。

【拠点施設組織イメージ例】

